

令和8年度 県産農林水産物等の流通実態調査・分析等業務委託に関する プロポーザル募集要領

令和8年3月18日制定
新潟県農林水産部食品・流通課

1 業務の概要

(1) 事業名

令和8年度 県産農林水産物等の流通実態調査・分析等業務

(2) 目的

物流は国民生活や経済を支える社会インフラであるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題がある。物流業界を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用されており、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面した。現時点では、懸念された物流の深刻な停滞は起きていないものの、対策を講じなければ2030年度には、平均で約7%～最大で約25%(1.7億トン～7.2億トン)の輸送力不足が生じ得ると推計されている。

こうした状況を踏まえ、国においては、2025年度から2030年度の重点取組事項として、積載効率の向上等／荷待ち・荷役時間の短縮／長距離輸送削減による輸送能力の確保を掲げている。

また、「2030年度に向けた総物流施策大綱に関する検討会提言」では、第8次となる次期大綱において「2030年度までの物流革新の『集中改革期間』において、従来にない対策を抜本的かつ計画的に講じることにより、将来にわたって物流の持続可能性を確保していくとともに、我が国の成長エンジンや公共性の高いサービスとしての物流のポテンシャルを最大限に引き出すことが求められる」としている。

令和7年度、県では、物流の効率化、省人化、中継拠点化を目指す県内事業者には積極的な取組を促しながら、県内物流の影響を把握するため、県内農林水産物等の流通に関わる事業者へヒアリングを実施するとともに、事業者起点での省人化・省力化の実証実験等を行ったが、今後も引き続き、県内事業者においてはさらなる物流の効率性向上が求められる。

本業務委託では、物流の課題解決に向けて積極的に取り組む意向を持つ県内事業者に対してヒアリングを実施し、市場内効率化の検討や、DX化の検討、中継拠点整備に向けた実証の実施等、事業者の状況に合わせた対応を検討し、国の補助金の活用を含めた課題解決の支援を目的として実施する。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

(4) 業務内容

【別紙】「令和8年度 県産農林水産物等の流通実態調査・分析等業務委託仕様書」のとおりとする。

2 委託費用（見積上限額）

上限額 2,200千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託業務の実施に必要な費用を全て含むものとする。

3 参加資格

以下に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。

4 質疑応答

実施要領及び仕様書についての質問は以下により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

【別紙様式 1】「令和 8 年度 県産農林水産物等の流通実態調査・分析等業務委託 質問書」

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 25 日（水）17:00（必着）

(3) 提出方法

- ・電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名を「県産農林水産物等の流通実態調査 質問書」とすること。

(4) 提出先

11 問合せ先（照会先及び書類提出先）に同じ

(5) 質問の回答方法

令和 8 年 3 月 30 日（月）までに、新潟県庁ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

本プロポーザルに参加を希望する場合は、以下により参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

- ・【別紙様式 2】「令和 8 年度 県産農林水産物等の流通実態調査・分析等業務委託に関するプロポーザル参加申込書」
- ・新潟県の県税の納入義務を有するものにあつては、県税納税証明書（原本、直近の事業年度分のみ）も提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 1 日（水）17:00（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※電子メールで提出する場合は、件名を「県産農林水産物等の流通実態調査 参加申込み」とし、県税納税証明書の原本は、企画提案書提出時に同封すること。

(4) 提出先

11 問合せ先（照会先及び書類提出先）に同じ

(5) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年4月3日(金)までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

6 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

(ア)【別紙】委託仕様書の記載内容を踏まえ、以下の項目について記載すること。

①食品流通における現状

食品関係の物流を取り巻く全国的な状況や課題について、提案者の考えを記載すること。
なお、食品流通における本県の特徴についても、併せて記載すること。

②市場内効率化やDX化・省人化等による効率化の取組の促進

想定する実施内容（実施手法、実施主体等）について、具体的に記載すること。

③物流効率化に向けた国補助金の活用支援

想定する実施内容（実施手法、実施主体等）について、具体的に記載すること。

④付加的な提案がある場合には、内容、ねらい等を併せて記載すること。

⑤結果とりまとめ

結果とりまとめの様式について、記載イメージを示すこと。

⑥スケジュール

想定する業務実施スケジュールについて、記載すること。

⑦実施体制

業務の実施体制を示すこと。

(イ) 提案書は、A4版横、左横書きとし、表紙に「令和8年度 県産農林水産物等の流通実態調査・分析等業務委託企画提案書」と標記し、余白に事業者名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

イ 【別紙様式3】「会社概要」 6部（要件を満たしていれば、会社パンフレットの添付も可）

ウ 【別紙様式4】「類似業務実績一覧表」 6部

エ 見積書 6部（正本1部、副本5部）

- ・消費税及び地方消費税を含めて記載すること。
- ・見積の総額及び内訳について作成すること。全ての経費についてできるだけ詳細かつ具体的に積算すること。
- ・宛名は「新潟県知事 花角 英世」宛てとし、住所、法人名、代表者名を記載の上、代表者印を押印（正本のみ）すること。なお、見積書上に「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名、連絡先の記載があれば、代表者印の押印を省略できる。（様式任意）

(2) 提出期限

令和8年4月15日（水）17:00（必着）

(3) 提出方法

書面（持参又は郵送）及び電子データで提出すること。

(4) 提出先

11 問合せ先（照会先及び書類提出先）に同じ

(5) 留意事項

ア 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 提出後の追加や修正は認めない。また、提出資料は一切返還しない。

ウ 必要に応じて補足資料等を求める場合がある。

7 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

企画提案書の内容を、別に定める審査要領に基づき審査員が審査し、決定する。

(2) 審査基準

次の評価基準によって総合的に評価し、採用する提案を決定する。

評価項目	審査の視点	配点
1 企画全体の構合力	・仕様書の趣旨を理解した上で企画立案しているか。	5点
2 現状の理解度	・食品流通を取り巻く全国的な状況及び課題を理解しているか。 ・食品流通における本県の特徴を押さえているか。	10点
3 取組内容	・事業の趣旨に沿った提案内容が具体的に記載されているか。 ・結論のイメージを持ち、県内食品流通の合理化の実現に資する成果物が期待できるか。 ・本事業の成果を高めるための創意工夫が見られ、かつ、実現可能な内容か。	15点
4 実施可能性	・業務の遂行に十分なスタッフやノウハウなどを有しているか。 ・実施スケジュールは余裕を持った計画となっているか。	10点
5 見積りの妥当性	・見積りの内容が適正と判断できるものか。 ・費用対効果が高い提案となっているか。	10点
合計		50点

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

8 日程

公募開始	令和8年3月18日（水）
質問受付期限	3月25日（水）17:00
質問に対する回答	3月30日（月）
参加申込期限	4月1日（水）17:00
参加資格の審査結果通知	4月3日（金）
企画提案書の提出期限	4月15日（水）17:00
委託事業者決定	4月17日（金）以降（予定）

9 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、【別紙様式 5】「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とする。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に提案書を提出した者
- (7) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、新潟県に帰属する。
- (8) 本事業は、令和 8 年度新潟県当初予算成立後に実施が確定するため、本プロポーザルを中止又は内容を変更する場合がある。

11 問合せ先（照会先及び書類提出先）

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県農林水産部 食品・流通課 流通指導係 担当：渡邊、野田

TEL：025-280-5743 電子メール：ngt060040@pref.niigata.lg.jp

【参考】

地方自治法施行令（抜粋）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。